

## リチウムイオン電池を「可燃ごみ」に入れないでください！

リチウムイオン電池を使用したモバイルバッテリー等の混入により、各地で、収集時や処分施設での火災等が発生しています。

上島町では事故防止のため、モバイルバッテリーや充電式電池などは、収集廃棄物として取り扱っておりませんので、可燃物のごみ袋に混入させないでください。

皆さまのご理解とご協力をお願いします。

### ⚠️ 特に注意が必要なもの

対象品目	具体的な例	出し方のポイント（確認）
 <p><b>電子機器類</b></p>	スマホ、モバイルバッテリー、電子タバコ、ゲーム機、デジタルカメラ 等	リチウムイオン電池は発火の恐れがあるので、可燃ごみに混ぜないでください。不要になった場合は、購入店または家電量販店等の回収窓口をご利用ください。
 <p><b>小型家電</b></p>	ドライヤー、ACアダプター、小型扇風機 等	小物金属・粗大ごみ（対象製品）で出すか、販売店に処理をお願いしてください。
 <p><b>乾電池等</b></p>	乾電池、蛍光管、水銀体温計 等	破損すると有害物質が漏れ出します。指定の回収日に出してください。

### 分別に迷ったら…

お住まいの地区の「家庭ごみの正しい出し方」を再度ご確認ください。  
または、下記までお問い合わせください。

上島町役場 弓削総合支所 住民課 ☎ 77-2503  
 生名総合支所 町民生活課 ☎ 76-3000  
 岩城総合支所 町民生活課 ☎ 75-2500  
 魚島総合支所 町民生活課 ☎ 78-0012



## 令和8年度 後期高齢者歯科口腔健康診査について

愛媛県後期高齢者医療の被保険者の方を対象に、無料の歯科口腔健康診査を実施しています。お口の健康は、おいしい食事、楽しい会話はもちろんのこと、全身の健康にもつながります。

この機会にぜひ歯科口腔健康診査を受診しましょう。



★受診期間  
令和8年6月1日(月)～令和9年2月28日(日)

★受診方法  
クーポン券などが届いたら、事前に電話などにて登録歯科医院にご予約のうえ、受診してください。

★受診場所  
後期高齢者の歯科健診を実施する登録歯科医院  
※クーポン券と一緒に登録歯科医院一覧表を同封しますので、ご参照ください。また、愛媛県後期高齢者医療広域連合のホームページにも掲載しています。

★その他注意事項  
○無料で歯科口腔健康診査を受診できるのは、1年度内につき1回です。同年度内、2回目以降の健診料は自己負担になります。なお、重複受診が判明した場合は、受診者へ費用を請求させていただきますのでご了承ください。

○歯科口腔健診は無料ですが、その後に治療行為が行われる場合は有料となりますのでご注意ください。  
○介護認定を受けており、骨折などで通院が難しい方を対象にした、訪問歯科口腔健診を実施しています。詳細については、後期高齢者医療広域連合へお問い合わせください。

### ★申し込み・問い合わせ

・愛媛県後期高齢者医療広域連合 事業課 保健事業係  
☎ 089-911-7739  
☎ 089-911-7735

メール：hokenjigyo@ehime-kouiki.jp

・上島町役場 住民課 ☎ 77-2503

### ★対象者

愛媛県後期高齢者医療の被保険者の方  
(被保険者とは、75歳以上または65歳から74歳で一定の障がいがあり愛媛県後期高齢者医療広域連合に認められた方です。)  
※ただし、以下の方は対象外となります。

- 1 病院または診療所に6か月以上継続して入院している方
- 2 障害者支援施設、のぞみの園の設置する施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護保険施設へ入所・入居している方

参考：長期入院している方や施設入所・入居している方は、すでに健康状態を把握され、医師や施設管理者等の指導を受けていると考えられることから、歯科口腔健康診査の対象外とします。

### ★健診項目

- ① 問診
- ② 歯の状態(現在ある歯、入れ歯のかみ合せやかむ力の確認)
- ③ 口腔機能評価(口の中の健康診査)
  - ・舌の状態
  - ・えん下の状態(飲み込む力の確認)
  - ・口腔の状態(清掃状況やお口の乾燥状態等の確認)
  - ・歯肉の状態
- ④ 保健指導

### ★申込方法

愛媛県後期高齢者医療広域連合に電話または上島町役場住民課へ直接お申し込みください。クーポン券、受診票、質問紙、登録歯科医院一覧表などをセットにして郵送します。

※ 受診をお勧めする方には、広域連合からクーポン券などを送付しています。